

令和5年秋の文京区交通安全運動の実施について

第1 目的

交通安全運動をきっかけに、文京区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的とします。

第2 期間

令和5年9月21日（木）から9月30日（土）までの10日間

第3 スローガン

「たくさんの ^{えがお}笑顔が走る ^{しゅととうきょう}首都東京」

第4 運動重点の推進

令和5年上半期の都内交通事故発生状況は、死者数については52人で前年比5人の減少となりましたが、発生件数・負傷者数については発生件数が14,815件で前年比216件の増加、負傷者数が16,510人で前年比450人増加しています。交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合は依然として約35%と高く、そのうち、高齢者の割合は45%を占めています。

このような状況から、高齢者の交通事故の減少と、次代を担う子供を交通事故から守ることを中心に、秋の交通安全運動の重点を推進します。

秋の交通安全運動の重点は次の5項目です。

1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

(1) 歩行者の安全の確保

通園・通学路等における子供の安全確保のため、子供たちが日常的に集団で移動する経路等において危険個所や注意すべき場所などを点検・確認し、登下校時等の教職員や学童擁護員、保護者による安全指導や見守りを推進します。

また、高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促進します。

(2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の周知啓発、歩行中児童の交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育等を実施します。

また、安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育を推進します。

2 夕暮れ時と夜間の交通事故等の防止及び飲酒運転の根絶

(1) 運転者の交通ルール遵守の徹底

運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進します。

また、運転中のスマートフォン等の使用の危険性について広報啓発に取り組みます。

(2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時や夜間は、昼時よりも視認性が下がり、運転者・歩行者ともに気付きにくい傾向にあります。運転者には早めにライトを付けるように、歩行者には明るい服装や反射材を身につけるように広報啓発を進めます。

(3) 飲酒運転の根絶

飲酒運転根絶に向けたキャンペーンや職域等における交通安全教育の実施、酒類提供者（飲食店等）に対しては、来客者へ飲酒運転根絶やハンドルキーパー運動の協力を呼びかけるなど、飲酒運転を許さない環境づくりを促進します。

(4) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止

妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知を図り、道路交通法改正による罰則の創設等についての広報啓発を進めます。

また、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性やドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進します。

3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車利用者に対しては、自転車の損害賠償責任保険加入や点検整備の必要性を周知するとともに、前照灯の点灯の徹底、車道及び歩道における正しい通行方法、全年齢に向けた乗車用ヘルメット着用等「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・マナーの啓発を図り、法令遵守と自転車利用マナーの向上に努めるものとします。

4 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通ルール遵守の徹底

7月に施行された改正道路交通法により、特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが定められ、16歳以上であれば運転免許が不要となりました。

そのため、電動キックボード等特定小型原動機付自転車の利用者に対して、飲酒運転の禁止等の法令、交通ルールの遵守を徹底して周知するとともに努力義務であるヘルメットの着用についても推進します。

5 二輪車の交通事故防止

交通ルールの遵守と二輪車の特性を踏まえた安全運転の励行等、二輪車の事故防止を推進します。

また、各種キャンペーンや広報媒体等による胸部プロテクターの普及とその着用効果や、ヘルメットの正しい着用に関する交通安全情報等を活用した積極的な広報啓発活動を推進します。

第5 広報活動

区民一人ひとりに「たくさんの笑顔が走る 首都東京」を基調とする行動を提唱します。そのために、あらゆる広報媒体を活用して、譲り合いとゆとりのある運転、特に、子供・高齢者・障害者等に対する配慮を高める活動を行います。

第6 実施要領

別紙のとおり